



令和 6 年 1 2 月号

この号の内容

ページ 1 ～ 2

・令和 6 年秋季火災予防運動について

ページ 3

・住宅用火災警報器設置・維持促進に係る広報活動を実施しました

ページ 4

・仙南 3 地区消防本部予防担当者研修会を開催しました

・火災予防ポスター審査会・防火防災作品審査会について

ページ 5 ～ 6

・あぶくま消防本部予防課からのお願い



あぶくま消防本部
予防課だより
【広報誌】

【令和6年秋季火災予防運動について】

2024年度全国統一防火標語

「守りたい 未来があるから 火の用心」

11月9日から11月15日までの7日間、令和6年秋季火災予防運動が実施されました。

あぶくま消防本部では、火災予防の呼びかけを目的に消防署前での街頭広報をはじめ、商業施設での消防車両の展示、女性防火クラブ員及び女性消防団員合同による住宅用火災警報器の設置調査等を行いました。様々な方々にご協力をいただき、火災予防の啓発活動を行うことができました。

これから冬を迎え、空気が乾燥し火災が発生しやすい季節となります。暖房器具の使用により、火災件数の増加が考えられますので、使用する前に使用方法や購入からの経過年数等をしっかりと確認しましょう。

消防署による街頭広報



岩沼消防署



巨理消防署



巨理消防署山元分署

商業施設での広報活動

フーズガーデン玉浦食彩館



ヨークベニマル岩沼西店



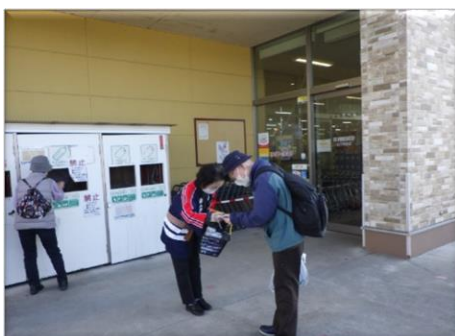
みやぎ生協亘理店



やまもと夢いちごの郷



フレスコキクチ山下駅前店



【住宅用火災警報器設置・維持促進に係る

広報活動を実施しました】

令和6年秋季火災予防運動に伴い、住宅用火災警報器の設置・維持促進を目的に岩沼市民バス8台、亶理町民バス5台、山元町民バス3台にマグネットを貼付、また岩沼市内商業施設にステッカー掲示のご協力をいただき、地域が一体となった広報活動を行いました。

住宅用火災警報器は煙や熱を感知し、警報により火災を早期に知らせる大変重要な設備ですが、設置が義務化されてからの設置率は十分ではなく、まだまだ認知度も低いのが現状です。

火災からご自身そしてご家族を守るために住宅用火災警報器を設置しましょう！

設置済みのお宅は電池切れなどによる誤作動を防ぐための点検と設置から10年を目安とした交換を実施しましょう！

岩沼市民バス



亶理町民バス



山元町民バス



商業施設ステッカー



【仙南3地区消防本部予防担当者研修会を開催しました】

あぶくま消防本部では、令和6年10月23日（水）、当消防本部を会場に約100名が参加のもと、令和6年度仙南3地区消防本部予防担当者研修会を開催しました。

この研修会は、予防業務に係る知識・技術の向上を目的に、平成28年度から仙南地域広域行政事務組合消防本部、名取市消防本部、あぶくま消防本部の予防担当者が合同で実施している研修会です。

当日は、仙台地方検察庁検事の富士原様を講師としてお招きし、「捜査・公判における消防の関与等について」と題してご講義いただきました。

研修では消防法令違反に対する告発業務の在り方について勉強しました。

研修会の様子



【火災予防ポスター審査会・防火防災作品 審査会について】

防火防災思想の普及啓発のため、あぶくま消防本部と各防火協会（巨理地区防災安全協会、岩沼市防災連絡協議会）主催による火災予防ポスター審査会及び防火防災作品審査会を開催いたしました。

管内の小学生が夏休み中に製作した作品を厳正な審査により選出しました。入選作品は、当本部ホームページに掲載しています。ぜひご覧ください。

審査会の様子



巨理地区防災安全協会



岩沼市防災連絡協議会

知らない間に 消防法違反に！



重大な消防法違反の大半は、建物の増改築や接続、用途変更が原因で発生しています！

消防法では、建物の構造、面積、用途等の状況によって消防用設備等の設置基準が定められているため、増改築や接続、用途変更が原因で重大な消防法違反となることがあります。

事例1 既存倉庫に、木造の倉庫を増築



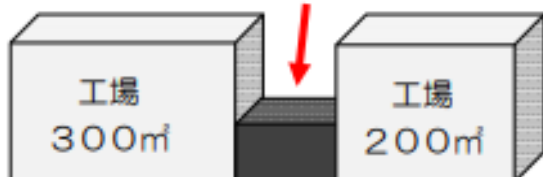
木造
50㎡増築

**屋内消火栓設備
未設置 違反**

※準耐火構造の緩和要件が適用されず、屋内消火栓設備の設置が必要となった事例

事例2 渡り廊下や屋根で建物を接続

渡り廊下10㎡で接続



**自動火災報知設備
未設置 違反**

※2棟の延べ面積が合算され、自動火災報知設備の設置が必要となった事例

事例3 平屋の倉庫を2階層に増築



1階600㎡
2階100㎡
計700㎡

**屋内消火栓設備
未設置 違反**

※2階の面積が増えたことで、屋内消火栓設備の設置が必要となった事例

事例4

事務所から飲食店に用途変更

1階に飲食店が入店



複合用途
450㎡

自動火災報知設備
未設置 違反

※建物の用途が変更され、自動火災報知設備の設置が必要となった事例

消防法に違反した場合

1 違反対象物を公表します。

違反の内容により、ホームページ上に建物の情報を掲載する場合があります。

2 行政処分の対象となります。

消防法に基づく命令や罰則を受ける場合があります。

また、命令を受けると、建物の出入口に火災予防上の危険を知らせる標識が設置されます。

罰則（消防用設備等設置命令違反の例）

行為者に対して、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

法人に対して、3,000万円以下の罰金

消防法違反にならないよう、建物の増改築や接続、用途変更等の工事を行う場合は、あぶくま消防本部予防課へご相談ください。

相談・連絡先

あぶくま消防本部 予防課（0223-22-5191）